

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年4月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000376号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100005号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成24年12月20日を9万2,000円、平成25年8月9日を13万4,000円、同年12月20日を14万7,000円、平成26年8月25日を15万1,000円、同年12月25日を15万5,000円に訂正することが必要である。

平成24年12月20日、平成25年8月9日、同年12月20日、平成26年8月25日、同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成24年12月20日及び平成26年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められ、平成25年8月9日、同年12月20日及び平成26年8月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年12月
② 平成25年8月
③ 平成25年12月
④ 平成26年8月
⑤ 平成26年12月

各請求期間においてA社に勤務し賞与の支給を受けていたにも関わらず、各請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

各請求期間については、支給及び控除資料(請求者から提出された平成25年12月の賞与に係る金融機関の取引明細表、B市から提出された平成24年及び平成25年に係る給与所得の源泉徴収票、平成26年に係る給与支払報告書並びに各請求期間に係る同僚の賞与支払明細書をいう。以下同じ。)、当該期間に係る同僚のオンライン記録並びに事業主の陳述により、請求者は平成24年12月20日、平成25年8月9日、同年12月20日、平成26年8月25日、同年12

月 25 日に A 社から賞与の支給を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の各請求期間に係る標準賞与額について、支給及び控除資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 24 年 12 月 20 日を 9 万 2,000 円、平成 25 年 8 月 9 日を 13 万 4,000 円、同年 12 月 20 日を 14 万 7,000 円、平成 26 年 8 月 25 日を 15 万 1,000 円、同年 12 月 25 日を 15 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、各請求期間について、請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、不明と回答しているところ、請求期間①及び⑤についてはこれを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、事業主が請求期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管している当該期間に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表によると、当該期間に係る賞与については「不支給」として届出されていることが確認できることから、年金事務所は当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。